

お知らせ

「ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を改正します。

1. 対象範囲

予定価格1,000万円以上の建設工事契約・修繕請負契約・委託契約及び指定管理者との間で締結する協定

2. 改正概要

- ① 対象範囲に「市長と指定管理者が締結する協定」を追加
- ② 建設工事契約と委託契約で異なっていた様式を統一
- ③ 対象業務の契約を締結する際の、契約約款へ追加する条項を作成（別記のとおり）

3. 適用日

平成27年2月25日以降より適用します。

(別記)

労働環境調査等に関する契約条項（要綱第4条関係）

（労働環境の調査）

第〇条 発注者は、ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱第3条に規定する労働環境チェックシートの内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の確認に必要な調査を行うことができる。

（改善の指示等）

第〇条 発注者は、調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、受注者に対し、労働環境の改善を指示することができる。

2 受注者は、前項の指示があった場合には、当該指示により行った労働環境の改善内容を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

（入札参加停止等の措置等）

第〇条 発注者は、次に掲げる場合においては、受注者に対し、入札参加停止の措置等を講じ、又は本契約を解除することができる。

- (1) 労働環境の改善の指示に対する報告書の提出を怠った場合
- (2) 報告書の内容に虚偽があった場合
- (3) 報告書により報告があったにも関わらず改善が見られない場合

※ 予定価格が1,000万円以上の建設工事・修繕業務・委託業務の契約を締結するときは、契約約款に上記の条文を追加いたします。